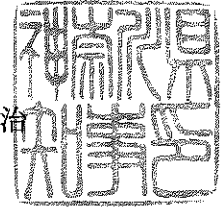


水第 2047 号  
令和 5 年 2 月 17 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
ひらめ一枚網漁業	1	定めなし	三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市長井町に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15cm以上 2.網丈 4.5m以下	令和5年3月6日から同年4月5日まで	許可日から令和8年10月31日まで
	1		ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。					令和5年4月27日から令和8年10月31日まで
同上	1	定めなし	横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との	同上	逗子市小坪に漁業	同上	同上	令和5年5月



漁業種類	許可は認めずの業者の数をき者(人)	推進機の馬力数	操業区域	漁業時期	許可業者の漁業資格	(規則第14条第1項により許可時に付加するの認可条件)	許可起す期間	許可の有効期間
かま一枚漁業	1	定めなし	三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大埼突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	小逗子市に漁業根拠地を有している者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合3cm以上 (2) 網丈6m以下 (3) 網1反の長さ120m以下 (4) 1統の網の使用反数15反以下 2. 網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	令和5年3月6日から令和5年4月5日まで	令和5年5月26日から令和5年5月21日まで
同上	2	定めなし	藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線から藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線以北の区域を除く。	同上	片瀬海岸に漁業根拠地を有している者	同上	同上	令和5年5月28日から令和5年5月21日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

